重要事項説明書（契約概要）

■「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

■ 契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1．保険商品の特長としくみ

●基本事項

正式名称	無解約返戻金型入院一時金給付保険（2015）
ペットネーム	医療ベスト・ゴールド

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、提案書や申込書にてご確認ください。

●保険商品の特長

- 病気やケガによる入院時に必要となる費用を一時金でご準備いただける保険です。
- 保険期間は、終身タイプ（一生涯を保障）と有期タイプ（一定期間を保障）の2種類より選べます。
- 短期払で、保険料払込期間満了後に解約した場合は解約返戻金、死亡した場合は死亡給付金があります。
- 各種特約や特則を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

《しくみ図》

■終身タイプ
保険期間・保険料払込期間：終身

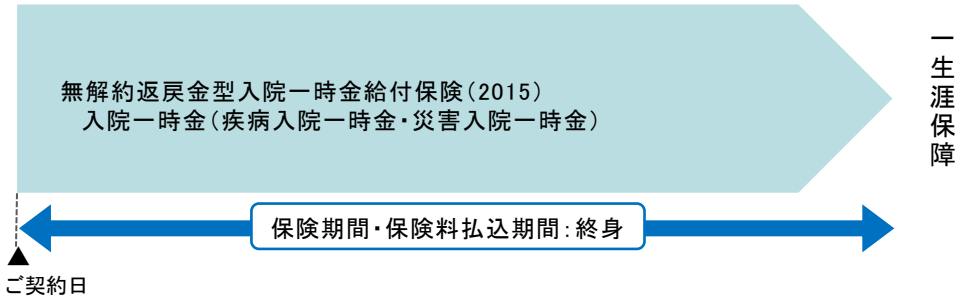

■有期タイプ
保険期間：60歳　保険料払込期間：60歳

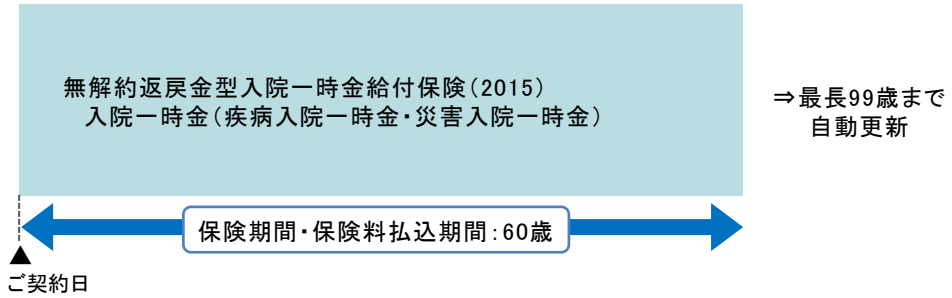

■ この資料において記載している『7大生活習慣病』とは、以下になります。
詳細については、『ご契約のしおり・約款　別表22』をご参照ください。

がん（悪性新生物／上皮内新生物）・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・腎疾患・肝疾患

■ この保険では、主契約や各特約において保障の対象となる疾病が異なりますので、本資料においては、それぞれ次の3つの用語で区分のうえ、表示しています。

- 悪性新生物：『ご契約のしおり・約款　別表18　（対象となる悪性新生物）』に定めるもの
- 上皮内新生物：『ご契約のしおり・約款　別表21　（対象となる上皮内新生物）』に定めるもの
- がん：上記「悪性新生物」と「上皮内新生物」を合わせたもの

2. 主契約の保障内容について

詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

●保障内容

お支払いする給付金等		支払事由	支払額	支払限度	受取人
入院一時金	疾病入院一時金	保険期間中に、責任開始日（または復活日）以後に発病した疾病の治療を目的として入院をしたとき	【入院1回につき、入院日数が2日以上の場合】入院一時金額 【入院1回につき、入院日数が1日の場合】入院一時金額×　50%	通算 ： 50回	被保険者
	災害入院一時金	保険期間中に、責任開始日（または復活日）以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として入院をしたとき	【入院1回につき、入院日数が2日以上の場合】入院一時金額 【入院1回につき、入院日数が1日の場合】入院一時金額　×　50%	通算 ： 50回	
死亡給付金		保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	入院一時金額と同額	—	死亡給付金受取人

給付金のお支払いには所定の免責事由があります。

●給付金等のお支払いについての留意事項

入院一時金	• 7大生活習慣病の治療を直接の目的とする入院の場合、疾病入院一時金の支払限度に含めず、支払回数無制限で疾病入院一時金をお支払いします。 • 支払事由に該当する入院を2回以上された場合でも、その入院の直接の原因となった疾病（災害の場合は不慮の事故）が同一かまたは医学上重要な関係のある疾病であると当社が認めたときで、疾病入院一時金（災害の場合は災害入院一時金）が支払われることとなった最終の入院を開始した日（災害の場合はその事故の日）から起算して180日以内に次の入院を開始された場合は、1回の入院とみなします。
死亡給付金	お取扱いは以下のとおりです。 全期払：保険期間を通じて死亡給付金はありません。 短期払：保険料払込期間中の死亡　：死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡　：保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の入院一時金額と同額の死亡給付金をお支払いします。 ※「全期払」は保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

⚠ 被保険者が死亡したときには、ご契約は消滅します。

●保険料払込みの免除（主契約）

保険料払込みの免除事由	責任開始日（または復活日）以後に生じた傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に所定の高度障害状態（＊）に該当したとき
	責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態（＊）に該当したとき

保険料払込みの免除には所定の免責事由があります。

（＊） 高度障害状態については『ご契約のしおり・約款　別表2』、身体障害状態については『ご契約のしおり・約款　別表3』をご参照ください。

3. 付加できる特約・特則について

主契約には、以下の特約・特則を付加することができます。ただし、ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。
各特約・特則についての詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

特約・特則名	お支払いする給付金等	支払事由	支払額	支払限度
入院保障特約（2015）	疾病入院給付金	この特約の責任開始日（または復活日）以後に発病した疾病の治療を目的として入院をしたとき	【入院1回につき】入院給付金日額×入院日数	1回の入院：60日 通算：1,095日
	災害入院給付金	この特約の責任開始日（または復活日）以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として入院をしたとき	【入院1回につき】入院給付金日額×入院日数	1回の入院：60日 通算：1,095日
7大生活習慣病無制限特則	—	7大生活習慣病の治療を直接の目的とする入院の場合、疾病入院給付金の1回の入院および通算の支払限度に含めず、支払日数無制限で疾病入院給付金をお支払いします。		
手術総合保障特約（2015）	手術給付金	この特約の責任開始日（または復活日）以後に生じた疾病、不慮の事故による傷害、または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として、所定の手術を受けたとき	【入院中の手術1回につき】手術給付金額 【入院中以外の手術1回につき】手術給付金額×25%	通算限度なし
	放射線治療給付金	この特約の責任開始日（または復活日）以後に生じた疾病、不慮の事故による傷害、または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として、所定の放射線治療を受けたとき	【放射線治療1回につき】手術給付金額×25%	通算限度なし （60日に1回）
	骨髄給付金	次のいずれかの手術を受けたとき • この特約の責任開始日（または復活日）以後に生じた疾病、不慮の事故による傷害、または不慮の事故以外の外因による傷害により所定の骨髄移植術を受けたとき • この特約の責任開始日から起算して1年経過した日以後に骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき	【手術1回につき】手術給付金額×25%	通算限度なし
特定疾病一時金特約（2015）	悪性新生物一時金	次のいずれかに該当したとき • この特約のがん責任開始期以後に初めて悪性新生物と診断確定されたとき • 前回の悪性新生物一時金の支払事由が生じた日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、がん責任開始期以後に診断確定された悪性新生物の治療を目的として入院を開始したときまたは通院をしたとき	特定疾病一時金額	通算限度なし （2年に1回）
	心疾患一時金	この特約の責任開始日（または復活日）以後に発病した心疾患の治療を目的として、所定の手術を受けたとき、または15日以上の入院をしたとき	特定疾病一時金額	通算限度なし （2年に1回）
	脳血管疾患一時金	この特約の責任開始日（または復活日）以後に発病した脳血管疾患の治療を目的として、所定の手術を受けたとき、または15日以上の入院をしたとき	特定疾病一時金額	通算限度なし （2年に1回）
	上皮内新生物一時金	この特約のがん責任開始期以後に上皮内新生物と診断確定されたとき	特定疾病一時金額×50%	通算限度なし （2年に1回）

次ページへ

特約・特則名	お支払いする給付金等	支払事由	支払額	支払限度
継続入院一時金特約(2015)	疾病継続入院一時金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に発病した疾病の治療を目的として30日以上継続して入院をしたとき	【入院1回につき、入院日数が30日を経過するごとに】継続入院一時金額	1回の入院:2回 通算 : 50回
	災害継続入院一時金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として30日以上継続して入院をしたとき	【入院1回につき、入院日数が30日を経過するごとに】継続入院一時金額	1回の入院:2回 通算 : 50回
指定難病一時金特約(2015)	指定難病一時金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に指定難病を発病し、所定の支給認定を受けたとき	指定難病一時金額	1回
先進医療特約(2015)	先進医療給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に生じた疾病、不慮の事故による傷害および不慮の事故以外の外因による傷害のいずれかにより先進医療による療養を受けたとき	先進医療による療養に係わる技術料と同額	通算 :2,000万円
	先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金×10%相当額	—
無事故給付金特則	無事故給付金	5年ごとの対象期間満了時に生存され、かつ、対象期間中に入院一時金(疾病入院一時金・災害入院一時金)をお支払いしなかったとき	無事故給付金額	—

特約名	お取扱内容
3大疾病保険料払込免除特約(2015)	次のいずれかに該当したときに、以後の保険料のお払込みが免除されます。 ① この特約の悪性新生物責任開始期以後に、悪性新生物責任開始期前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき ② この特約の責任開始日(または復活日)以後に発病した心疾患の治療を目的として、所定の手術を受けたとき、または15日以上の入院をしたとき ③ この特約の責任開始日(または復活日)以後に発病した脳血管疾患の治療を目的として、所定の手術を受けたとき、または15日以上の入院をしたとき
指定代理請求人特約	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、指定代理請求人が請求を行うことができます。

- 「指定難病一時金特約(2015)」について、指定難病一時金が支払われた場合、この特約は消滅します。
- 主契約の入院一時金額が10万円未満の場合、「無事故給付金特則」は付加できません。
- 主契約が有期タイプの場合、「3大疾病保険料払込免除特約(2015)」は付加できません。
- 「7大生活習慣病無制限特則」、「無事故給付金特則」、「3大疾病保険料払込免除特約(2015)」を中途付加することはできません。ただし、「7大生活習慣病無制限特則」は、「入院保障特約(2015)」と同時に中途付加する場合に限り、中途付加することができます。
- ご契約時に「3大疾病保険料払込免除特約(2015)」を付加している場合、「入院保障特約(2015)(「7大生活習慣病無制限特則」を含みます。)」、「手術総合保障特約(2015)」、「特定疾病一時金特約(2015)」、「継続入院一時金特約(2015)」、「指定難病一時金特約(2015)」、「先進医療特約(2015)」を中途付加することはできません。

次ページへ

■ **がん責任開始期**

「特定疾病一時金特約（2015）」において、この特約の責任開始日から起算して90日を経過した翌日を「がん責任開始期」といいます。この特約のがんに関する保障は、がん責任開始期から開始します。

■ **悪性新生物責任開始期**

「3大疾病保険料払込免除特約（2015）」において、この特約の責任開始日から起算して90日を経過した翌日を「悪性新生物責任開始期」といいます。この特約の悪性新生物に関する保障は、悪性新生物責任開始期から開始します。

●給付金等のお支払いについての留意事項

入院保障特約（2015）	支払事由に該当する入院を2回以上された場合でも、その入院の直接の原因となった疾病（災害の場合は不慮の事故）が同一かまたは医学上重要な関係のある疾病であると当社が認めたときで、疾病入院給付金（災害の場合は災害入院給付金）が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（災害の場合はその事故の日）から起算して180日以内に次の入院を開始された場合は、1回の入院とみなします。
手術総合保障特約（2015）	• 手術給付金のお支払いの対象となる「所定の手術」とは、以下のいずれかに該当する手術のことをいいます。（一部対象にならない診療行為があります。詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。） ① 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ② 先進医療に該当する診療行為 • 放射線治療給付金の対象となる「放射線治療」とは、以下のいずれかに該当する治療のことをいいます。 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（血液照射は除きます。） ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 • 骨髄給付金の対象となる「骨髄移植術」とは、医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術のことをいいます。また、「末梢血幹細胞移植」および「臍帯血幹細胞移植」を含みます。
特定疾病一時金特約（2015）	• がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見（注）による診断確定も認めることがあります。 （注）他の所見とは、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見の全部またはいずれかを指します。これらの所見を認める場合とは、「悪性新生物の全身転移等の末期症状で手術をしない場合」や「脳腫瘍等で手術をしない場合」等、病理組織学的所見が不能である場合となります。 • 前回の悪性新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年を経過した翌日に、悪性新生物の治療を目的とした入院を継続している場合、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物一時金をお支払いします。 • 前回の上皮内新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年以内に上皮内新生物一時金の支払事由に新たに該当し、その後に次のいずれかに該当した場合、上皮内新生物一時金をお支払いします。 ① 前回の上皮内新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日に、上皮内新生物の治療を目的とした入院を継続しているとき ② 前回の上皮内新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした入院を開始したとき ③ 前回の上皮内新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした通院をしたとき

次ページへ

特定疾病一時金 特約(2015)	• 対象となる心疾患または脳血管疾患については、『ご契約のしおり・約款　別表23』、心疾患一時金および脳血管疾患一時金の支払対象となる所定の手術については、『ご契約のしおり・約款　別表24』をご参照ください。 • 前回の心疾患一時金の支払事由から起算して2年を経過した日の翌日に、心疾患の治療を目的とした入院を15日以上継続している場合、その日にその入院日数が継続して15日に達したものとみなして心疾患一時金をお支払いします。 • 前回の脳血管疾患一時金の支払事由から起算して2年を経過した日の翌日に、脳血管疾患の治療を目的とした入院を15日以上継続している場合、その日にその入院日数が継続して15日に達したものとみなして脳血管疾患一時金をお支払いします。
継続入院一時金 特約(2015)	• 入院日数が30日を経過するごとに、その日時点において7大生活習慣病の治療を目的として入院していた場合、その入院に対する疾病継続入院一時金の支払いについては疾病継続入院一時金の1回の入院および通算の支払限度には含めず、支払回数無制限で疾病継続入院一時金をお支払いします。 • 支払事由に該当する入院を2回以上された場合でも、その入院の直接の原因となった疾病(災害の場合は不慮の事故)が同一かまたは医学上重要な関係のある疾病であると当社が認めたときで、疾病継続入院一時金(災害の場合は災害継続入院一時金)が支払われることとなった最終の入院を開始した日(災害の場合はその事故の日)から起算して180日以内に次の入院を開始された場合は、1回の入院とみなします。
指定難病一時金 特約(2015)	• 「指定難病」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する疾病をいいます。 • 指定難病一時金の支払には、上記に規定する法律に定める医療受給者証の交付を受ける必要があります。
先進医療 特約(2015)	対象となる先進医療については、『先進医療特約条項(2015)第4条 備考*4』をご参照ください。
3大疾病 保険料払込免除 特約(2015)	• 保険料のお払込みが免除される場合には、主契約およびその他の付加されている特約の保険料のお払込みも免除されます。 • 対象となる心疾患または脳血管疾患については、『ご契約のしおり・約款　別表23』をご参照ください。 • 所定の手術については、『ご契約のしおり・約款　別表24』をご参照ください。

4. 契約者配当金について

この保険に配当金はありません。

5. 解約返戻金について

● 主契約の解約返戻金のお取扱いは以下のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	保険料払込期間中の解約　：解約返戻金はありません。 保険料払込期間満了後の解約　：保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の入院一時金額と同額の解約返戻金をお支払いします。

※「全期払」は保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

● 特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6.保険契約の更新について

以下の主契約のタイプと特約・特則が更新の対象となります。
保険期間が満了する月の前月の末日までに、継続しない旨のお申出がない限り、所定の範囲内で自動的に更新されます。

主契約	有期タイプ

特約・特則	入院保障特約(2015)(＊)、手術総合保障特約(2015)、特定疾病一時金特約(2015)、 継続入院一時金特約(2015)、指定難病一時金特約(2015)、先進医療特約(2015)、無事故給付金特則

上記の特約・特則を付加した場合で、主契約の保険料払込期間中に特約・特則の保険期間が満了する場合、特約・特則の保険期間が満了する月の前月の末日までに、継続しない旨のお申出がない限り、所定の範囲内で自動的に更新されます。

（＊）「7大生活習慣病無制限特則」が付加されている場合は、同一の保障内容での更新となります。

- 更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
- 保険期間は更新前の保険期間と同一とします。
- 「無事故給付金特則」は、保険料払込免除となった場合には、更新のお取扱いをいたしません。

■ 〔一社〕生命保険協会の「生命保険相談所」
この商品に係る指定紛争解決機関は〔一社〕生命保険協会です。
詳細は「重要事項説明書（注意喚起情報）」の『13. ご相談・ご照会・苦情等の受付先』をご確認ください。

■ ご相談・ご照会・苦情等の受付先
当社のご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先　　AIG富士生命総合サービスセンター
フリーダイヤル　0120-211-901　受付時間：月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
ホームページ　http://www.aig-fuji-life.co.jp/

＜引受保険会社＞ AIG富士生命保険株式会社　　本社：東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル